



県内の交通事故発生状況

《平成25年11月末現在の人身事故》

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう

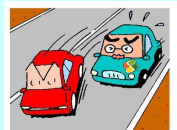
	件数	死者	傷者
本年	7,027	67	9,187
前年	7,228	70	9,328
増減	-201	-3	-141

	件数	死者	傷者
本年	1,754	26	1,143
前年	1,628	31	1,081
増減	+126	-5	+62

飲酒など悪質・危険運転による死傷事故・厳罰に！



「故意の立証が困難」等の理由で適用されにくかった
改正前刑法の「危険運転致死傷罪」等の規定にかわる厳罰法



新法

自動車運転死傷行為処罰法

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」
※新法でいう「自動車」とは、道路交通法でいう「自動車(自動二輪を含む)および原付」を指します。

刑法の
「危険運転致死傷」と「自動車運転過失致死傷」
の規定が「新法」に移行、新たな罰則の追加・新設

平成25年11月27日公布
平成26年5月26日までに施行

刑法

危険運転致死傷罪
(刑法第208条の2【削除】)

移行

危険運転致死傷罪

【新法】

追加 通行禁止道路の危険な走行による死傷事故

新設 アルコール・薬物の影響下の運転による死傷事故

新設 一定の病気の影響下の運転による死傷事故

新設 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪

自動車運転過失致死傷罪
(刑法第211条第2項【削除】)

移行・罪名変更

過失運転致死傷罪

新設 無免許の場合は刑罰が加重

新法「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」のポイント

▼ 刑法から移行された危険運転致死傷罪 ▼

- ① 飲酒等の影響で正常な運転が困難な状態で走行
- ② 進行の制御が困難なほどの高速度で走行
- ③ 進行を制御する技能がないのに走行
- ④ 人や車への意図的な接近、割り込みをし、危険な速度で運転
- ⑤ 赤信号を殊更無視し、危険な速度で運転

人を死亡させると
1年以上の有期徒刑
(最高20年)

人を負傷させると
15年以下の懲役

人を死亡させると
1年以上の有期徒刑
(最高20年)

人を負傷させると
15年以下の懲役

新設

無免許運転で
死傷事故を起こすと
法定刑が重く
なります

追加 ⑥ 通行禁止道路の危険な走行による死傷事故

※一方通行路や高速道路の逆走、歩行者天国の暴走など

「通行禁止道路(政令で定める)を危険な速度で走行



無免許の場合
6ヶ月以上の有期徒刑
(最高20年)

新設 アルコール・薬物の影響下の運転による死傷事故

※アルコールや薬物の影響で、
正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転

人を死亡させると
15年以下の懲役

人を負傷させると
12年以下の懲役

無免許の場合
6ヶ月以上の有期徒刑
(最高20年)

無免許の場合
15年以下の懲役

新設 一定の病気の影響下の運転による死傷事故

※幻覚や発作を伴う病気(政令で定める)の影響で
正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転

人を死亡させると
15年以下の懲役

人を負傷させると
12年以下の懲役

無免許の場合
6ヶ月以上の有期徒刑
(最高20年)

無免許の場合
15年以下の懲役

新設 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」

12年以下の懲役

無免許の場合
15年以下の懲役

アルコールや薬物の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故を起こした場合に、
その影響の有無や程度の発覚を免れるために、

- 更にアルコールや薬物を摂取する
- その場を離れて身体に保有するアルコールや薬物の濃度を減少させるなどをする...



刑法から自動車運転過失致死傷罪が移行され、

「過失運転致死傷罪」に
名称変更

自動車の運転上必要な注意を怠り
人を死傷させると
7年以下の懲役もしくは禁固
または100万円以下の罰金

無免許の場合
10年以下の懲役

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp

